

厚生労働省在宅就業者総合支援事業

自分らしい働き方発見セミナー

在宅ワークの仕事のみつけ方

平成24年 10月25日 (木)

講師

産業カウンセラー キャリアコンサルタント 宮田陽子

雇用環境と再就職準備

1. 雇用環境を知る

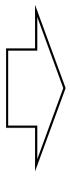
有効求人倍率 東京都の有効求人倍率 平成24年8月分

1. 14倍・・・・・ 前月よりO. O2ポイント上昇

(平成24年9月28日 厚生労働省 東京労働局発表)

- 2. 再就職への準備
 - 1自分に何ができるか(キャリアの棚卸)
 - 2環境の分析(扶養義務、生活環境などの現状と将来予測)
 - 3なぜ働くのか
- 3. 失業中にスキルを身につけよう
- 4. 仕事の探し方
- 5. 就職活動のサイクル

棚卸方法



- ・その仕事で身についた事
- ・工夫した事
- ・努力した事
- ・苦労した事
- ・成功した事
- ・困難を乗り越えた事



(その結果)

- ·成果
- ·実績
- ·貢献
- ・受賞
- ・ほめられた

自分のアピールポイントは何か

失業中にスキルを身につけよう

- ※最低限パソコンスキルは身につけておく
- ①職業訓練・・・「職業訓練」とは、就職を目的とし、希望の仕事に応募したくても「パソコンができる方」や「○○資格持っている方」などの条件に合わない時、自身のスキルや知識を訓練施設で身につけて頂く制度です。

・公共訓練 と 求職者支援訓練

- •求職者支援制度(平成23年10月施行)
 - ・・・「求職者支援制度」とは、雇用保険を受給できない求職者の方が職業訓練に よるスキルアップを通じて早期の就職を目指すための制度です。
 - 1. 「求職者支援訓練」または「公共訓練」を原則無料で受講できます。(テキスト代などは自己負担)
 - 2. 訓練期間中および訓練終了後もハローワークが積極的な就職支援を行います。
 - 3. 収入、資産などの一定要件を満たす方に、訓練期間中「職業訓練受講給付金」 を支給します。

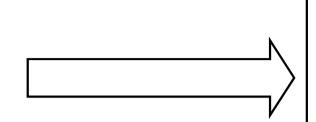
支援対象者(特定求職者)は下記の全ての要件を満たす「特定求職者」です。

- 1. ハローワークに求職申し込みをしていること
- 2. 雇用保険被保険者や雇用保険受給者でないこと(注1)
- 3. 労働の意思と能力があること
- 4. 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワーク所長が認めたこと
- (注1)雇用保険の適用がなかった方、加入期間が足りず雇用保険の給付を受けられなかった方、雇用保険の 受給が終了した方、学卒未就職者や自営廃業者の方等) 厚生労働省のホームページより
- ②その他・・・教育訓練やセミナーを受講、資格を取得

就職活動のサイクル

自己分析(価値観·興味· 能力·環境)

- 1. 経験の振り返り
- 2. 成功体験、失敗体験 の整理
- 3. 長所 短所
- 4. 人脈
- 5. 家計·家族·健康



職業理解(業種·職種)

- 1. 仕事内容
- 2. 給与•待遇
- 3. 必要なスキルや 資格、経験



具体的な求職の 課 震 定



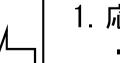


応 募



求人情報の収集

- ・ハローワーク
- 民間



応募準備

- 1. 応募書類作成
 - ・添え状・履歴
 - 書・職務経歴書
- 2. 面接対策
 - 想定問答



必要な資格やスキルを身 につける

- 1. 職業訓練
- 2. 資格試験
- 3. PCスキルなど